

明治中期の福井織物（羽二重）のルポの一つとして

横山源之助「日本の下層社会」での「福井地方の織物工場」

がある。この書は、産業革命期における各層、労働者の状態を客観的、総合的にあきらかにした社会学の古典としての地位にある。

横山はまた農商務省の囑託として「職工事情」の基礎調査にも従事している。何れも明治期の産業研究に欠かせないものである。

#### 参考

かつて福井地方の羽二重工場を見たることあり、併せ掲げて読者の研究に資す。

#### 福井地方の織物工場

越中を過ぎ加賀を過ぎて福井に來れば初めて工業地に入るの心地す。裏町に入れば機具を繰の響音彼方此方に聞こえ、表通にては「羽二重買込所」の看板張れる商店屈指に暇あらず。

加うるに汽車の往来、汽笛の声を市中に送りて腕車の往復激しく、これを富山・金沢の如き路上に立ちて往来の人力車を備い得る寂莫たるものに比せば、草深き片田舎より俄かに都会に出でし心地せらるるなり。就いて福井地方に産出する織物高を見るに、

年 月	製造家戸数	機 数	製造数量（疋）	製造価額（円）
二十九年	二、四三八	一一、六六三	六六七、五四四	六、〇〇四、四二六
二十八年	二、九四六	一三、〇四九	六四五、五七九	六、〇七六、二二九
二十七年	二、七四五	一一、五一九	五七一、九九三	五、〇七六、二二七

（機業組合調査）

これ福井県下羽二重の総産類を挙げたるもの。即ち昨年の産価格は六百万円にてありしなり。殆ど海外輸出織物の半に出づ。明治十年初め十台の機具を以て機業に従事し、今日の如き進歩を致せる、驚くべし。しかして福井市より産出せるもの実に県下の半を占む。左の統計を見るべし。

年 月	製造家戸数	機 数	製造数量(疋)	製造価額(円)
二十九年	九三二	五、一四九	三三四、四九一	二、九二六、四二〇
二十八年	一、一一六	四、七八九	三三一、五四〇	三、〇二五、八三二
二十七年	一、〇五三	四、九八三	三〇五、〇三八	二、七一九、七七七

(二十八年に比して二十九年の産額少なきは固より米国の景気によりて然りしならん)

なお他に奉書紬あり、蝙蝠傘地あり、綸子あり、紋綾織ありて年々二十万円以上の産額あり。路上人草の喧<sub>わらわ</sub>なるも商店の都会装をなせるものは汽車通行の庇蔭にも依るべしといえども、けだし機業の力その七、八分あらんか。

しかして福井においても桐生・足利地方に行われる三八五十の市の如きはあり。かの地方の如く盛大なることあらざれども市の開かるること頗る頻繁なり。同盟社なるは三八、五七社なる五十、精絹社は二七、友益社は四九、松隆社は四九、丹生社一一、進業社三八、市録社一六、同新社二四その他二、三あり。但し社と称するも会社組織によりて成れるにあらずして数人数十人組み合い、取締のために社長を定め各組合者自個の織物を持ち出して市を開くというに過ぎず、かつ福井地方においては会社組織の下に機業せるは一ツだもなし。桐生・足利地方と同じく自家製造のみ。数年前江戸上町に機業会社ありたれど今は一人の所有たり。山口喜平・竹内恒吉・水野勇次郎・小川喜三郎・竹谷彦平・三宅条次郎らの諸氏は当時機業家として名ある者、機台四十ないし五十を据え、職工の多きは七、八十人を使役せるもあり。

しかして福井地方にては足利・桐生の如く賃業者を見ること少なく、元機屋に対する下機屋の如きもあることなく、その労働者というも機業家の下に使役せらるる工男工女を称するのみ。福井県絹織物組合において調査せしものを見るに、福井市に工男の数百十七、工女の数五千百四十九人、これに各部のを加えれば工男は百六十五人、工女は一万二千四百七十八人あり。組合に届け出である数にしてかくの如し、これを別にして未だ届け出でざる者、および見習工女を挙げればなお多数の工男工女を見るこというを俟たず。

もと福井地方にて羽二重の起らざる前、奉書紬は国産として既に旧幕の頃より存せり。これは貧窮なる旧土族の家庭に内職として織られしものなるが、二十一年、二年頃まで奉書紬の旧慣によりてその職工を羈束すること案外に少なかりし。しかるに明治二十二年に至り俄かに機業に手を出だしたる者増加し、これに伴うて各機業家の間に工女を奪うこと頻りに行われたり。当時は最も機屋に収益多かりし時なりければ人氣一層引き立ち、誘拐者を裁判所に訴うるもありて騒擾ひとかたならざりし。あたかも足羽吉田絹織物組合が範圍を拡め福井

梟絹織物組合と名称を改めたる時に際し、組合が規約を作りて雇主と職工との關係を定め、職工たらんとする者は必ず組合の許可を得べき事、もし誘拐する者あるときはその誘拐者は十円の罰金を支払う事などを定むるに至れり。これ今日行われるところの工女に関する規則とす。伝習生が成業証を得んとするときは成業下附願と、ほかに誓約書を組合に出だし、なお別に雇主に契約書を出だすこと今日の例なり。いま誓約書の雛形を見るに、

- 一 私義今般成業証を申受け候上は三カ年間所在地方の機業を裨益改良する等のため御指揮に従い尽力従事いたすべく供事。
- 一 御指揮に従い機業家に就き実業に従事候上はその家主の指示は決して違背申すまじく候事。
- 一 機業に従事中は病気または万一止むを得ざる事故あるのほか決して退所申すまじく候事。
- 一 機業に従事中過失により退去を命ぜらるるかまたはその他の事故により退所相願候節は本人の成業証は速に還納いたすべく候事。

右の件々誓約候上は御規則等堅く相守り申すべく候。万一違背候節いかようの御処置なされ候とも決して苦情申立てまじく候事。

これ組合に納むる誓約書の雛形なり。雇主に入るる契約証というを見るに、本人証人連名にて、

右の者今般機業伝習志願につき明治何年何月何日より明治何年何月何日まで満何カ年間の年期契約を以て貴家工場へ入勤相願ひ候処御許容に相成り就いては貴家ならびに御組合規則相守り申すべきは勿論且つ該年間に他家の機業本人の身上家事向等都合一切申すまじく候。もし万一かれこれあり候節は御組合の規則により如何ようの御処置なされ候とも一切苦情申すまじく候。後日のため証人連署の年期契約証書差入申候候件の如し。

即ち福井地方にては組合が規則の上に職工を牽制すると共に、更に雇主との間において右の如き約束を定むるなり。序に言うべきは契約証の文面に拠れば伝習志願のために右の証書を雇主に入るるもの如しといえども、事實は成業して一人前の職工たる者なお右の如き証書を雇主に入るるを例とす。しかして勤務年限も家によりて異なり、三年なるもあり、五年なるもあり。但し伝習年限はおおむね六カ月は普通にして、中越地方の如く二年ないし三年の年月を定むるといふが如きは殆どなし。

その賃錢も機経に従事せる工男、および繰系工女の少数に月給もしくは年給

なるを見るのほか、多くは一疋に対していかほどと織り高に対する手間賃なるを例とす。各機屋によりて異なれども、おおむね尺五寸六丈一疋四十五銭なるが通常なり。羽二重の上等なる松印の織賃はかくの如きものなるが、竹に下れば一疋に十銭を減じ、梅および等外に下れば更に賃銭は減少す。一疋（六丈物）は幾日にて織れりやといえは勤惰によりて時日に相違あれど先ず三日間、即ち尺五寸十二丈物三本（六疋）を織るに夜業ある時は十三、四日、この頃の如き夜業なき時は二十日に及ぶとなり。始業は朝五時にして日の暮るるを期として一日をおわる。秋彼岸より春彼岸まで夜業行わる。

福井市にては工女に他国人を見ること少なく、おおむねその地方の者にして、かつ機屋に寄留せるも百人に二十人の割合にて多くは家より通う。寄留せるも賃銭は織高に対する手間賃にして鍋釜を雇主に借り薪の給与を得て自炊す。なかには食料を出して主人の飯を食べるもあり、その食料も家によりて少差あれど今日六銭は普通なるに似たり。組合において五力年間勤続せる工女に賞与として白銅に銀を流せる盃一個を与う。三十年四月六百幾人の賞与者ありしとなり。各機屋にては盆と暮とに大抵縞地を与う。但し「此年は貰えなかつた」と啣てる工女もあり。

各工場を見るに大なるは多く土蔵を利用し（あるいは特にあのようなを建てたるものか）、その建築方も様々、一間に長さ十間なるもあり四間に六間なるもあり、三間に四間なるもあり六間に八間なるもあり。工女は機台に倚り兩肌露わし、乳を隠しもやらで何やらん謡いながら機を織る。物日に路上において工女を見れば、着倒れの京都に近き故にやその風儀宛然たるお嬢様、しかして福井地方にては諸物価の騰貴しおれる今日も四、五年前も手間賃に何らの相違を見ず。